



## 奨学金の返還に要する費用を助成します。 出産世帯奨学金返還支援事業

県・市町連携事業

子育て世帯の奨学金の返還に要する経費を補助することで、経済的負担を軽減し、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。

### 補助金

1人あたり20万円上限  
夫婦の場合最大40万円

### 助成対象者

令和6年4月1日以降に出生した子ども（多胎の場合は同一の分娩で出生した児童のうちの1名が対象）の父及び母で、以下の条件を全て満たす方

- ▶ 大学等に進学し、入学時又は在学期間中に奨学金等の貸与を受けた方
- ▶ 奨学金等を遅滞なく返還している
- ▶ 申請日において対象児童と同居して監護しかつ生計が同じである
- ▶ 市税等を滞納していない
- ▶ 生活保護を受けていない
- ▶ 暴力団員等でない

※対象児童が令和6年度中に出生した場合は、出生時に夫婦ともに35歳以下であることも要件となります。

### 対象となる奨学金

- ▶ 日本学生支援機構第一種奨学金
- ▶ 日本学生支援機構第二種奨学金
- ▶ 愛媛県奨学資金
- ▶ 宇和島市奨学資金
- ▶ その他市長が認める奨学金等

## 対象経費

母子健康手帳の交付を受けた日から対象児童が満1歳の誕生日を迎えるまでに返還した奨学金（繰上返済含む。1,000円未満切り捨て。）

※返還した奨学金が他の返還支援制度の助成を受けている場合は支給対象外。

## 申請期限

### 支給対象児童が満1歳に達する日まで

※母子健康手帳の交付日と対象児童が満1歳に達する日が年度をまたぐ場合、申請回数は、母子健康手帳交付年度に1回と対象児童が満1歳に達する年度に1回の計2回を限度とします。なお、手帳交付年度に返還した奨学金を翌年度返還分と一緒に申請することもできます。

## 提出書類

- ▶ 宇和島市出産世帯奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ▶ 奨学金等の貸与機関が発行する貸与を証する書類の写し
- ▶ 奨学金等を返還したことを証する領収書等（返還した者の氏名、返還年月日、返還額等が確認できるもの）の写し
- ▶ 申請日までの奨学金等の返還額を証する書類の写し（預金通帳、領収書等の写し）
- ▶ 奨学金等の貸与機関が発行する返還計画の明細を確認することができる書類の写し
- ▶ 住民票または戸籍謄本等、父及び母の住所、続柄、対象児童の出生日等を確認することができる書類
- ▶ 市税等の滞納がないことを証する書類
- ▶ 母子健康手帳 等

問い合わせ

● 宇和島市役所 こども家庭課 総合支援係  
Tel：0895-49-7017 Fax：0895-24-1160  
E-mail：kodomoka@city.uwajima.lg.jp

宇和島市ホームページ

